

議案第 20 号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項中「所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「所得割額及び被保険者均等割額」に改める。

第 4 条及び第 6 条中「所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「所得割額及び被保険者均等割額」に改める。

第12条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第20条各号中「第703条の 5」を「第703条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するもの

とした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、別表第7及び別表第8に定める額を減額して得た額とする。

第20条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第23条第1項に次の1号を加える。

(4) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者

第23条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

第23条第4項中「同項第3号」の次に「及び第4号」を加える。

附則第9項中「第20条」を「第20条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第10項、第11項及び第13項から第20項までの規定中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

別表第1所得割額の項中「100分の7.36」を「100分の6.81」に改め、同表被保険者均等割額の項中「22,400円」を「30,200円」に改め、同表世帯別平等割額の項及び同表備考を削る。

別表第2所得割額の項中「100分の2.42」を「100分の2.78」に改め、同表被保険者均等割額の項中「8,000円」を「11,800円」に改め、同表世帯別平等割額の項及び同表備考を削る。

別表第3所得割額の項中「100分の1.93」を「100分の2.21」に改める。

別表第4第20条第1号に該当する場合の部中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「15,680円」を「21,140円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第20条第2号に該当する場合の部中「第20条

第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「11,200円」を「15,100円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第20条第3号に該当する場合の部中「第20条第3号」を「第20条第1項第3号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「4,480円」を「6,040円」に改め、同部世帯別平等割額の項及び同表備考を削る。

別表第5第20条第1号に該当する場合の部中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「5,600円」を「8,260円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第20条第2号に該当する場合の部中「第20条第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「4,000円」を「5,900円」に改め、同部世帯別平等割額の項を削り、同表第20条第3号に該当する場合の部中「第20条第3号」を「第20条第1項第3号」に改め、同部被保険者均等割額の項中「1,600円」を「2,360円」に改め、同部世帯別平等割額の項及び備考を削る。

別表第6第20条第1号に該当する場合の項中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同表第20条第2号に該当する場合の項中「第20条第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、同表第20条第3号に該当する場合の項中「第20条第3号」を「第20条第1項第3号」に改める。

別表第6の次に次の2表を加える。

別表第7（第20条関係）

基礎課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき4,530円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき7,550円

第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき12,080円
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき15,100円

別表第8（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき1,770円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき2,950円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき4,720円
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき5,900円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第20条の2の改正規定（「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。」）の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のつくば

市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備、賦課方式の変更に伴う税率改正及び減免要件の新設のため所要の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p>
<p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4（略）</p>
<p>第3条（略）</p> <p>（基礎課税額に係る保険税率）</p>	<p>第3条（略）</p> <p>（基礎課税額に係る保険税率）</p>
<p>第4条 第2条第2項の<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>の保険税率は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第4条 第2条第2項の<u>所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の保険税率は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>第5条（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等課税額に係る保険税率）</p>	<p>第5条（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等課税額に係る保険税率）</p>
<p>第6条 第2条第3項の<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>の保険税率は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>第6条 第2条第3項の<u>所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の保険税率は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>第7条—第11条（略）</p>	<p>第7条—第11条（略）</p>

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第20条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2—8 (略)

第13条—第19条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第20条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第20条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2—8 (略)

第13条—第19条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第20条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等

の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、別表第7及び別表第8に定める額を減額して得た額とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

(2) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(3) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第20条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第20条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

第21条—第22条の2 （略）

（国民健康保険税の減免）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の国民健康保険税の納税義務者のうち必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。ただし、第3号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後当分の間行うことができるものとする。

(1)—(3) （略）

(4) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

第20条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の _____ 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第20条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 _____ 中「総所得金額」 _____ とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。） _____」とする。

第21条—第22条の2 （略）

（国民健康保険税の減免）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の国民健康保険税の納税義務者のうち必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。ただし、第3号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後当分の間行うことができるものとする。

(1)—(3) （略）

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)一(3) (略)

3 (略)

4 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者（同項第3号及び第4号の規定により減免を受けた者を除く。）は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第24条 (略)

附 則

1一8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所

(1)一(3) (略)

3 (略)

4 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者（同項第3号_____の規定により減免を受けた者を除く。）は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第24条 (略)

附 則

1一8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条_____の規定の適用については、同条中「法第703条の5_____に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5_____に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所

得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条_____の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条_____において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314

条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

21—26 (略)

別表第1 (第4条関係)

基礎課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の6.81
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき <u>30,200円</u>

条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

21—26 (略)

別表第1 (第4条関係)

基礎課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の7.36
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき <u>22,400円</u>

--	--

世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき20,500円 (2) 特定世帯 1世帯につき10,250円 (3) 特定継続世帯 1世帯につき15,375円
---------	---

--	--

備考

1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

別表第2（第6条関係）

後期高齢者支援金等課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の2.78
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき11,800円

別表第2（第6条関係）

後期高齢者支援金等課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の2.42
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき8,000円
世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき6,000円 (2) 特定世帯 1世帯につき3,000円 (3) 特定継続世帯 1世帯につき4,500円

備考

1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属

別表第3（第8条関係）

介護納付金課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の2.21
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき12,800円

別表第4（第20条関係）

基礎課税額減額表

区分	額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>21,140円</u>
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>15,100円</u>

する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

別表第3（第8条関係）

介護納付金課税額保険税率表

区分	保険税率
所得割額	100分の1.93
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき12,800円

別表第4（第20条関係）

基礎課税額減額表

区分	額
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>15,680円</u>
	世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>14,350円</u> (2) 特定世帯 1世帯につき <u>7,175円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯につき <u>10,761円</u>
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>11,200円</u>
	世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額

第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>6,040円</u>

		(1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> <u>1世帯につき10,250円</u>
		(2) <u>特定世帯</u> <u>1世帯につき5,125円</u>
		(3) <u>特定継続世帯</u> <u>1世帯につき7,688円</u>
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>4,480円</u>
	世帯別平等割額	次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額
		(1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> <u>1世帯につき5,000円</u>
		(2) <u>特定世帯</u> <u>1世帯につき2,050円</u>
		(3) <u>特定継続世帯</u> <u>1世帯につき3,075円</u>

備考

- 1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。
- 2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

別表第5（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分	額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>8,260円</u>

別表第5（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分	額
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>5,600円</u>
	世帯別平等割額 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に

第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>5,900円</u>
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>2,360円</u>

		定める額 (1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> 1世帯につき <u>4,200円</u> (2) <u>特定世帯</u> 1世帯につき <u>2,100円</u> (3) <u>特定継続世帯</u> 1世帯につき <u>3,150円</u>
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割 世帯別平等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>4,000円</u> 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> 1世帯につき <u>3,000円</u> (2) <u>特定世帯</u> 1世帯につき <u>1,500円</u> (3) <u>特定継続世帯</u> 1世帯につき <u>2,250円</u>
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割 世帯別平等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき <u>1,600円</u> 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> 1世帯につき <u>1,200円</u> (2) <u>特定世帯</u> 1世帯につき <u>600円</u> (3) <u>特定継続世帯</u> 1世帯につき <u>900円</u>

備考

- 1 この表において「特定世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過するまでの間にあ
るもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。
- 2 この表において「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯
に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月

から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。

別表第6（第20条関係）

介護納付金課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき8,960円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき6,400円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき2,560円

別表第7（第20条関係）

基礎課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき4,530円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき7,550円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき12,080円

別表第6（第20条関係）

介護納付金課税額減額表

区分		額
第20条第1号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき8,960円
第20条第2号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき6,400円
第20条第3号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき2,560円

第20条第1項各 号のいずれにも 該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき15,100円
--------------------------------	----------	------------------

別表第8 (第20条関係)

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分		額
第20条第1項第 1号に該当する 場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき1,770円
第20条第1項第 2号に該当する 場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき2,950円
第20条第1項第 3号に該当する 場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき4,720円
第20条第1項各 号のいずれにも 該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき5,900円